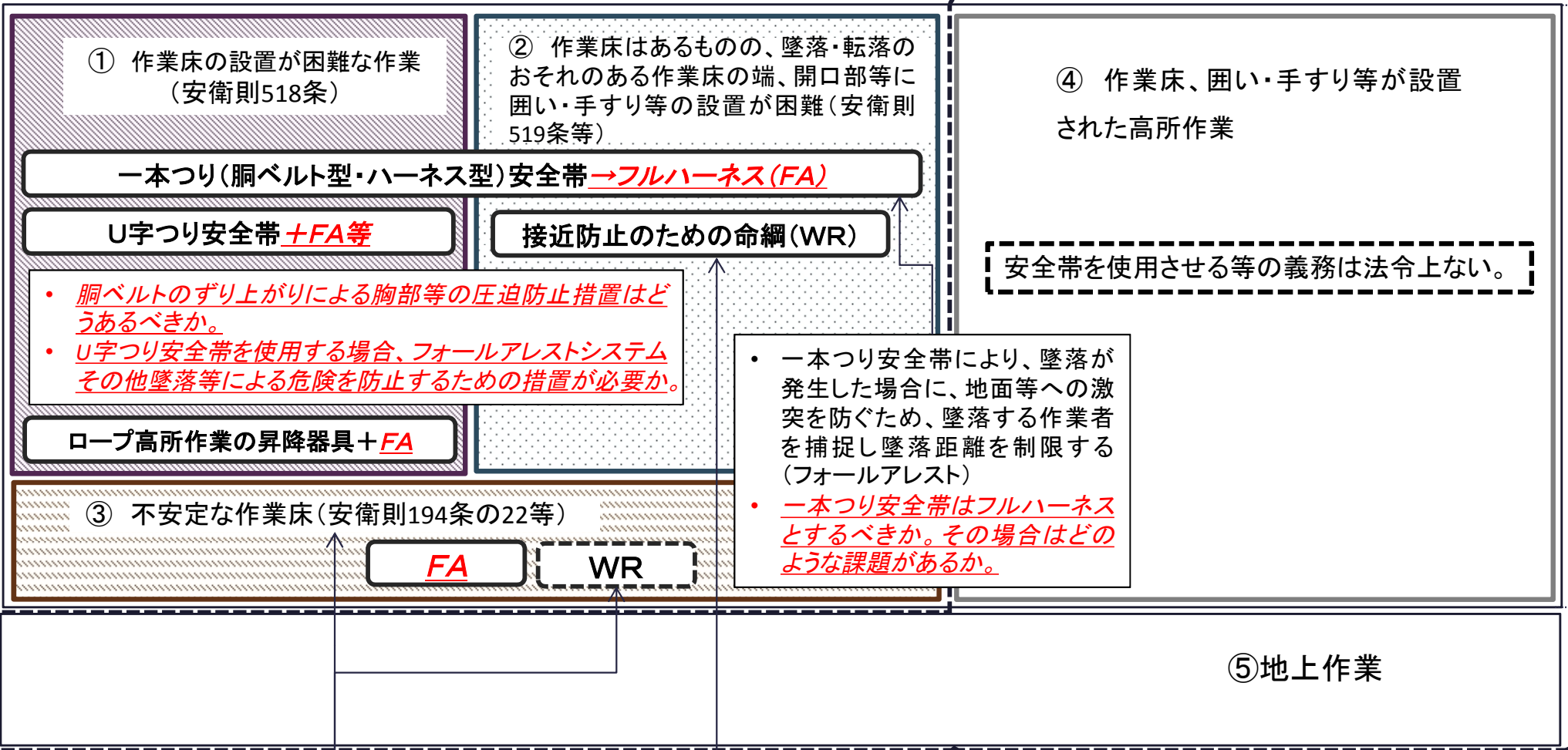


墜落防止用の個人用保護具の選択・使用のイメージ（論点整理）

参考資料1

※ 朱書きは現行からの見直し等の論点



②の一部(安衛則130条の5等)を除き高さ2メートル以上

• 現行の労働安全衛生法令では、①高所作業車の作業床（作業床が接地面に対し垂直上昇・下降する構造のものを除く）〔安衛則194条の22〕、②クレーンの専用搭乗設備〔クレーン則27条〕、③ゴンドラの作業床〔ゴンドラ則17条〕が該当する。

• これらの作業床は手すり等で囲われているが、作業者が投げ出される等の危険があるため、安全帯その他の命綱を使用することとされている。

• このような場所における、命綱による接近防止とはどのような方法になるか。

• 作業者が墜落危険箇所へ接近しないよう、命綱のロープの長さや取付設備の位置を設定する（ワークレストレイント）

取付設備
命綱のロープ
作業床
作業者
開口部